

平成 19 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

平成 20 年 9 月定例会で報告いたしました平成 19 年度健全化判断比率について、実質公債費比率については、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、又将来負担比率については、公営企業債等繰入見込額の算出過程において誤りがあったため、下記のとおり修正し公表するものです。

○健全化判断比率

(単位:%)

項目		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本町	修正前	—	—	16.1	80.6
	修正後	—	—	16.8	142.9
早期健全化基準		15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	40.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を記載した。

○資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※資金不足比率がないため「—」を記載した。